

群馬県水士里保全協議会通信 NO.12

H28. 3

日頃より「多面的機能支払交付金」の活動にご尽力いただき感謝申し上げます。県内の活動組織をめぐり、皆さんの様々な活動を紹介する**協議会通信!**今回は、平成26年度の表彰地区の代表的な取組風景と地区の特性について、ご紹介をさせていただきます。

平成26年度表彰地区紹介

【西大室町環境保全協議会】

前橋市



休耕水田を利用した景観形成

数年継続して水路の保全管理を行った結果、ホタルの飛遊が見られるようになり、地域の子供達へ田園風景の持つ自然の大切さを伝えることができ、自主的な水路整備に関心が傾いてきています。これを機に、大室学校との連携による活動が始まり、ホタルの観察会や水路清掃等、将来の地域を担う子どもたちの情操教育の場となっています。また、設立当初から湯濁地区の休耕水田を利用した花蓮による景観形成に取り組んでおり、年々充実するなか、他地区からの見学者も増え、地域の活性化を担っています。

【大佐貫地区環境保全協議会】

明和町

小学校や子ども会との連携による農作業体験を実施したことにより、あまり農業に関心が無かった子どもや非農家が活動に参加するようになりました。収穫時には、非農家の方々の参加が多く、住民意識の高まりが感じられ、地域の一体感が出てきています。

また、学校との連携による活動が、将来の地域を担う子どもたちの情操教育の場となっています。



地区内の小学生の農業体験

【鎌田環境整備グループ】

下仁田町



異常気象時の対応(台風後の点検)

活動を通じて、農道の管理など地域の資源を地域で守る意識が醸成され、台風後の施設状況確認等により、適切な保全管理が図られています。

総会や各活動への参加率が高く、地区全体へ活動内容が周知され、更なる地域の一体感が生まれており、事務作業も集落の若手の力を借りながら、地域の方で作成しています。

また、隣接する集落のイベントや景観形成活動に参加するなど、集落間交流も図られてきています。

平成26年度表彰地区紹介

【農地と水・阿左美地域環境保全協議会】

みどり市

今までも、小学校との連携や水路の草刈り・泥上げを地域で行っていましたが、協議会としてさまざまな活動に取り組むことにより、より地域の一体感が生まれ、豊かな景観づくりにも役立っています。

活動を通じて、地域住民や子供たちにも、ため池や農業用水路が地域の貴重な資源であることの理解が広がっています。

また、子供たちに小沼の水質浄化と水辺環境問題を考えてもらうために、「水質浄化作戦」を実施し、その様子を上毛新聞に掲載してもらいました。



小学生と共に行う「水質浄化作戦」

【美野原農地・水・環境保全会】

中之条町



中之条高校との連携による機能診断

活動組織の構成員が高齢化したことにより、共同活動への取り組みが難しくなっています。このため、美野原用水の受益地内に実習農場をもつ中之条高校に共同活動への参加を呼びかけたところ、環境工学科の3年生が課題研究として取り組むこととなりました。

基礎活動の点検診断や水路の簡易補修の一部について、生徒が課題研究として取り組み、農地、農業用水の大切さを若い人たちに伝えています。

なお、取り組みにあたり連合会や地元建設業者の方々から技術指導を受けています。

【後閑地域保全活動推進委員会】

みなかみ町

利根沼田望郷ライン沿いへの植栽やその後の維持管理を通して、地域で美しい農村景観を守ろうとの意識が地域住民に芽生えてきました。

特にサルビアやマリーゴールド等の植栽により、夏を中心にたいへん素晴らしい農村景観が作り出されており、景観に関する活動報告会を年に一度開催し、活動内容の周知に努めています。

また、三峰そば組合との連携により、農業に関心の薄かった子どもたちが、そば作り体験に参加するなど、情操教育の場となっています。



地域の子供たちによるそば打ち体験

今回の「協議会通信」では、平成26年度表彰地区の紹介をさせていただきました。

協議会では、各地区の活動に係る資料を用意しておりますので、興味のある組織の方につきましてはお問い合わせ下さい。参考にお渡しすることもできます。

また、平成27年度の表彰地区につきましては、次号の「協議会通信」で、ご紹介させていただきます。

協議会より

平成27年度は、3回の研修会を行いました。活動組織の皆様におかれましては、お忙しいなか、ご参加いただきありがとうございました。

本年度は、法制化に伴う交付ルートの変更もあり、交付金の交付につきましては、若干の遅れ等もありましたが、無事に年度末を迎えることができたのではないかと思います。

年度末を迎え、実施状況報告書の提出期限が迫ってきております。各組織の皆様におかれましては、余裕を持った対応をお願いいたします。

また、報告書の作成にあたっては、研修会でご説明しました事務書類ファイル等を活用されることもお勧めいたします。



大切なお知らせ

○会計検査院の实地検査について

- ①活動計画に沿った適切な交付金の使用及び内容を確認願います。(活動記録、金銭出納簿)
- ②日当の決定根拠を確認願います。(草刈り日当や機械のリース代など、及び総会資料)
- ③資源向上(長寿命化) 契約状況、内容、記録等の確認、整理願います。
- ④持ち越し額に係る次年度計画を確認願います。

※会計検査院では、実施要綱、要領での持ち越しに対しては、理解を得ているようです。しかし、全額持越には疑念を抱いているため、次年度の計画性が重要となります。

- ⑤農地維持支払の農地の保全管理で、遊休農地の解消を位置付けていない組織の方々は、毎年、遊休農地を発生させないように、適正な保全管理を行わなければなりませんのでご注意ください。

多面的機能支払の遊休農地の考え方

「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な農地のうち、人力、農業用機械で農業生産が再開できない土地」とされています。

あくまでも、人力、農業用機械で耕作が可能な土地として保全管理して頂ければ、遊休農地として扱われないこととなりますので、保全管理は確実にお願いいたします。

どうしても、組織での保全管理が難しくなった農地があれば、組織内及び市町村と相談し、認定変更を行ってください。

○実施状況報告書については、市町村への提出期日を守って下さい。

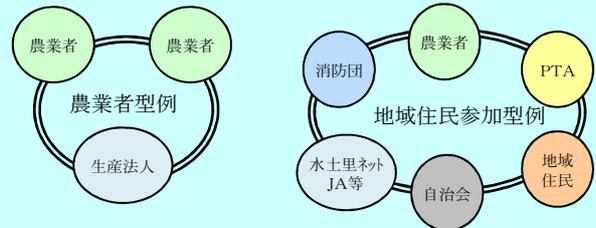
多面的機能支払交付金の活動の流れ

① 組織の設立

活動を実施する組織を設立します。(規約・事業計画の作成)

② 事業計画の提出

市町村へ事業計画を提出します。
活動期間は原則、5年となります。



③ 事業計画の認定

市町村が事業計画を認定します。

④ 交付金の交付

市町村へ交付申請し、市町村から交付金が交付されます。

⑤ 活動の実施

活動に基づき活動を実施します。



⑥ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。(活動記録、金銭出納簿)
当該年度の記録をとりまとめて実施状況報告書を作成し、市町村に提出します。

⑦ 市町村による実施状況確認

提出された実績状況報告書をもとに、市町村による実施状況の確認が行われます。



問合せ先（お気軽にお問い合わせください）

詳細については、市町村、以下の連絡先にお問い合わせください

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ先	電話番号
県庁農政部農村整備課	027-226-3157		
中部農業事務所 農村整備課	027-233-0501	利根沼田農業事務所 農村整備課	0278-23-0377
中部農業事務所 渋川農村整備センター	0279-22-4040	東部農業事務所 農村整備課	0276-31-8384
西部農業事務所 農村整備課	027-322-5697	東部農業事務所 館林農村整備センター	0276-72-2855
吾妻農業事務所 農村整備課	0279-75-7006	群馬県水土里保全協議会	027-251-4105

HPに詳しい情報がありますので、ご覧ください。

群馬県水土里保全協議会

で検索